

令和元年度第2期定期監査及び行政監査の結果（令和2年3月31日付け）に対する措置

令和4年8月29日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>協定樹木管理等補助金について</u>（生活環境整備課）</p> <p>協定樹木管理等補助金は、巨木等の保存を図り、良好な都市環境の形成に資するため、「市川市巨木等の保存等に係る協定」に基づいて市川市と樹木の保存等に関する協定書（以下「協定書」という。）を取り交わしたものが所有し、又は管理する樹木を剪定、整枝その他の協定樹木を良好な状態に維持するために必要な行為に対し、補助金を交付するものである。</p> <p>市川市協定樹木管理等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第3項では、「剪定等補助金の交付の決定を受けたものは、その決定があった日の属する年度の翌年度及び翌々年度においては、剪定等補助金の交付の申請をすることができない。」と定められている。</p> <p>しかしながら、平成28年度及び30年度の補助金交付申請書に記載された協定樹木番号に重複しているものがあったことから、内容を確認したところ、申請者の錯誤によるものであることが判明した。</p> <p>この錯誤については、交付申請時に申請内容が補助条件に合致しているか確認していれば未然に防止できたものである。</p> <p>また、要綱で添付することとなっている剪定前後の当該樹木の写真を比較したところ、いずれの樹木にも協定書で定める樹名板が設置されておらず、剪定前後で撮影方向が異なるものや別の樹木であるものが見受けられ、履行確認が可能な内容であったとは言い難い。</p> <p>このことから、市は協定書に基づき速やかに樹名板を設置するとともに、交付申請に係る書類の審査や履行確認を適切に行われたい。</p>	<p>指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じた。</p> <p>①協定樹木の管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての樹木に協定番号プレートを設置した。</li> </ul> <p>②申請時の審査方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理台帳のシステムの改善を行い、当該年度補助対象の樹木については、その後2年間は対象外になるように自動設定をした。</li> </ul> <p>③実績報告書の審査方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の添付資料である剪定後写真については、申請書に添付したものと撮影角度を同一にするように、申請者へ周知徹底を行うこととした。</li> <li>・令和2年4月から、現地で必ず申請者が立会い、新たに作成したチェックリストを用いて実績報告内容の確認を行うこととした。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（市長から通知のあった日：令和2年6月26日）</p>

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p data-bbox="107 300 824 331"><u>し尿収集運搬手数料の算定方法について</u>（清掃事業課）</p> <p data-bbox="107 347 1099 576">し尿収集運搬手数料（以下「手数料」という。）は、土地又は建物の占有者等から、し尿の収集及び運搬（以下「くみ取り」という。）に対する手数料を徴収するものであり、その額は、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第 27 条及び別表第 2 に規定されている。</p> <p data-bbox="107 592 1099 767">この手数料は、「定額制」及び「従量制」の 2 つの料金体系から構成され、一般家庭を対象とする「定額制」は、人数割料金（月額）に基本料金（月額）を加え、月額を算定する。また、店舗、共同住宅等を対象とする「従量制」は、従量に応じて算定する額に基本料金（月額）を加え、月額を算定する。</p> <p data-bbox="107 783 1099 863">運用においては、この「定額制」及び「従量制」のいずれにおいても、くみ取りを行った月に限り手数料を徴収している。</p> <p data-bbox="107 879 1099 1054">しかしながら、「定額制」の定額とは、一定の額と解される。これは、毎月、定期的に一般家庭にくみ取りに行くことから、便槽にし尿を貯留しておらず、くみ取りを行わなかった場合においても、車両の移動等の作業が生じているため、手数料を徴収するものと理解する。</p> <p data-bbox="107 1070 1099 1150">一方、「従量制」で規定する「基本料金（月額）」においても、毎月、手数料を徴収するものと捉えることができる。</p> <p data-bbox="107 1166 1099 1246">このことから、平成 27 年度及び平成 29 年度においても監査委員として意見としており、改めて条例と運用の整合性を図られたい。</p>	<p data-bbox="1131 347 2145 427">条例と運用の整合を図るため、令和 4 年 2 月市川市議会定例会に条例の改正議案を提出した。</p> <p data-bbox="1131 443 2145 571">主な改正内容は、「定額制」及び「従量制」のいずれにおいても、手数料は、し尿の収集及び運搬を行った日の属する月に限り徴収する旨を条例に明記するものである。</p> <p data-bbox="1131 587 2145 667">議案は可決され、改正条例を令和 4 年 3 月 18 日に公布し、同日から施行した。</p> <p data-bbox="1489 1214 2123 1246" style="text-align: right;">（市長から通知のあった日：令和 4 年 8 月 16 日）</p>